

## 平成 24 年度第 1 回四街道市社会教育委員会議 会議録

日 時：平成 24 年 7 月 2 日（月） 10 時 00 分～12 時 10 分

場 所：四街道市保健センター3 階大会議室

出席者：

（委員）江崎俊夫（委員長）、川島正一、吉田英夫、原名由里子、西岡とし子、江口勝善、木戸幸子、古川美之、猿田重昭、多田謹次、仲田朋子、坂東信司

（事務局）

木村俊幸教育長、實川佳延教育部長、  
久留戸邦彦社会教育課長、金親信治主幹、楠岡和英主幹、川端弘士主幹、  
田島衣織社会教育主事

### 1. 開会（社会教育課長）

・委員定数 15 名に対し、12 名の出席。会議の成立を報告。

### 2. 委員長挨拶

私の住む地域だけの話かもしれないが、こどもの姿を見かけない。

散歩をしていると高齢化が進む団地の様子がわかる。

行きかう中で見知らぬ人と挨拶を交わし始めると、だんだん趣味の話をするようになり、親近感を持つようになる。

挨拶の積み重ね程度でも、こどもにとっても大人にとっても、「孤独」という言葉を回避出来るのではないかと感じている。

### 3. 教育長挨拶

本日、平成 23 年度「社会教育のあゆみ」を配布するにあたり、委員皆様のご指導ご鞭撻の賜と心より感謝申し上げます。

今年度始まりました市民大学講座では、10 名増員し 80 名の募集に対し、176 名の応募があった。

また、同じく公民館事業である、長寿大学・福寿大学・あさひ寿大学というリタイアされた方達の学びの場においても、募集人数を超えた応募があった。

生涯にわたっての市民の学習意欲は、ますます高まっていることが伺えます。

逆に、レインボースクール等、こども向けの事業が先細りの傾向にあり、習い事等による個人の学習に重きを置いている今日では地域の繋がり希薄さが懸念される。

直近の話題としては、事業仕分けの対象として、市民文化祭と歴史民俗資料施設整備事業が対象となった。

本日は昨年の事業報告後、芸術文化振興助成金事業の審議がなされる予定となっている。闊達なご意見をいただきたい。

#### 4. 会議の公開等について

江崎委員長 〈会議の公開決定及び議事録署名人の指名等〉

- ・会議の公開非公開について、本会議の次第、配布資料からも、非公開とする必要はないと思われるがいかがか。(委員：異議なし)
- ・議事録署名人については、前回の決定事項に諮ると、古川委員、猿田委員にお願いする。
- ・傍聴人は。(事務局：いません)

#### 5. 報告事項

(1) 委員長報告 ≪「参加報告」に沿って報告 ≫

江崎委員長 : 質問等あれば発言願いたい。(委員：異議なし)

(2) 平成 23 年度社会教育関係事業報告書

≪「平成 23 年度社会教育のあゆみ」に沿って久留戸課長より概略説明後、金親主幹(学習振興グループ事業・生涯学習推進室事業説明)、楠岡主幹(文化振興グループ事業説明)、川端主幹(市史編さん室事業説明) ≫

江崎委員長 : 質問等あれば発言願いたい。

吉田委員 : マネージメントサイクルはできているのか。  
評価、次年度の課題を説明願う。

久留戸課長 : 多分野の事業を行っているので、主だった事業を説明する。

昨年来、青少年の事業の拡充についての要望が多く、今年度は体験活動事業において、実行委員会を組織し、通学合宿を行う予定である。

市民大学講座では学習意欲の高い市民の要望に応えるため、9月からの講座を本年度6月から開講し、12回から15回に増やした。

江崎委員長 : 課題や、成果について説明願う。

吉田委員 : 通学合宿は、東金青年の家でもやっていたという記憶がある。

久留戸課長 : 本市の通学合宿は、四街道公民館に2泊3日宿泊して行うものである。

古川委員 : 家庭教育事業では、社会教育主事が現場に出て行ったと聞いているが成果について説明願いたい。

久留戸課長 : 性教育など学習課題解決型の事業件数が増え、児童生徒及び保護者の参加も増え今後も継続する。

仲田委員 : 生涯学習推進費について、予算額よりも執行額が少ないがその理由を説明願う。

金親主幹 : 審議会の統廃合の検討中で、生涯学習推進協議会が休止状態のため、生涯学習に関する冊子作成が行われず、印刷製本費が執行されなかった額が減額の内訳である。

久留戸課長 : 生涯学習の推進については、フェスティバル的なものではなく、文化祭の中では「学びの広場」として生涯学習の情報提供を行うなど、まちづくりを意識した事業に参画していく方向である。

木戸委員 : 市民大学の応募者が多いということであるが、大学の修了者の人数が少ないよう

だが、説明願う。

金親主幹 : 3分の2以上の出席者に修了証書を出している実数である。

江口委員 : 「まちづくりに関する事業を。」という知識だけで良いか。

文化振興助成金等もそうだが、市民が参画できるような方向性を持っているのか。

久留戸課長 : 市民大学講座の一般課程は、知識を得るための教養ということで講座を組んでいる。

文化財に興味を持った方が、その後、文化財保護のボランティア活動や個々人で知識をより深めるために他の活動団体に所属するなど、知識を得た後の学習成果の形態は様々である。

多くの方にまちづくりに参画していただきたい方向性については、十分配慮すべき点と考えている。

猿田委員 : こどもの事業について、先細りという傾向は実際の現場で活動する私自身も感じている。

各公民館で募集した子どもたちを中心部に寄せ、事業を展開する等は、子ども自身に制約を持たせるものであり、地域性を重視し、子ども達を育てる環境を考えた事業を行って欲しい。

## 6 議題

(1) 四街道市芸術文化振興助成金について 《楠岡主幹【資料No.1】に沿って説明》

江崎委員長 : 平成25年度の申請にあたり「1. 審査基準の改正について」は、本日配布された新旧対照表を参考に審議する。

また、周知期間も必要であるということから、平成26年度申請にあたり、「2. 要綱の改正について」を審議することを確認したい。

最初に、「1. 審査基準の改正について」について、意見、質問等あれば発言願う。

古川委員 : 金額や対象の変更の前に、市としての助成金の在り方、方向性示していただきたい。

本会議において、何を審議するかがわかりにくい。

特色が薄いという課題が例示されているが、市が描く芸術振興が明確でないためではないか。

芸術文化振興助成金については、文化振興に対する特別な助成金として位置付けて審議されたい。

久留戸課長 : この補助金は、国の補助金をもとにしたものである。

要綱は現状の芸術文化の活性化と、裾野を広げることに役立てられたらと考えていたものである。

今後は直接具体的な、芸術文化の振興に対する助成事業にしたい。

古川委員 : 要綱の対象となる活動(1)～(6)について、全てについて特色がある事業については触れていない。

市内の課題等を把握したうえで行われる事業に助成など、要綱を変えることが重要である。

江崎委員長 : 審査基準の改正について、意見をまとめたい。

吉田委員 : 昨年度からの継続審議である。

特に今回追加で審査基準が増えた第6条については、議論が特に多かったものと認識している。

久留戸課長 : 運用については既に本会議から出された意見を反映し、今年度の申請から指導を行っている。

江崎委員長 : 確認するが、今回の審議において、四街道市芸術文化振興助成金「1. 審査基準の改正について」の意見をまとめ、その結果基準が変更されることになるのか。

久留戸課長 : はい。9月の広報に掲載する。

江崎委員長 : 本日の会議において意見がまとまらなると、次回の会議は8月の下旬という予定になっているため9月の広報掲載は難しい。

周年事業の計画等は、市内各団体が既に計画されていることと思われる。

周知期間は早い方が良いと思われるので、この審査基準は慎重に審議し、本会議において意見をまとめ、9月の広報掲載に間に合うようにしたい。

新旧対照表を参考に、第4条の一部改正から意見を伺いたい。

吉田委員 : 現行(3)前2号以外の区域で千葉県内の区域という申請は以前あったのか。

久留戸課長 : 都内開催の申請相談を受けたことはあるが、実際の申請はない。

吉田委員 : この改正の理由について説明願う。

江崎委員長 : 市民が開催場所にどれだけ行けるのか、せめて隣接でないと出かけることができないのではないかという意見が出ていた記憶がある。

吉田委員 : この審査基準が制定された年には本市文化センターは既に建てられていたのか。

久留戸課長 : 建設されていた。

江崎委員長 : 第5条はこのように改正してよろしいか。

他の施設を利用する理由として、施設の使い勝手等についての意見も出たが、プロの講演会等も開催されているホールであり特段の問題はないと思われる。

他に意見がないようであれば、一部改正についての審議を終了する。

続いて、第6条について、新規に定められた条項である。

ゲネプロという言葉が入っているが、専門用語ではないか。

誰もが分かりやすい言葉を使い表記してほしい。

他、質問等あれば発言願う。

吉田委員 : 同条で示されている経費については意見が多かった。経費の見方には色々あったはずだが。

江崎委員長 : 細かく分類すると、申請内容に対して縛りがきつくなるのではないかという懸念がある。

古川委員 : (2) 賃金では、事務局となった者への賃金は認められないということか。

久留戸課長 : 基本的な考えとして、開催場所の会場費の補助程度を考えているので、認める方

向ではない。

猿田委員 : 当日の指揮者、講師への謝礼は直接経費として認められ、自分たちの活動に係る諸経費は認められないという解釈でよいのではないか。

江口委員 : 50万円から30万円に引き下げるにあたっては、吟味されて申請されてくる範囲の中で妥当な金額だと思われる。

仲田委員 : 周年事業の在り方や、開催地の区域を広くするとか狭くするとか、助成金の額について審議しているわけだが、ふるさと創成一億円事業のうち、5千万が原資である基金である。

このまま申請を受け付けていると原資が減っていくことがわかっている中、「芸術文化振興のために特色ある助成金であって欲しい。」という意見があったはずである。

底辺を広げることはもちろん大事であると思うが、四街道市に何かを残すような事業等、特色のある助成金の使われ方を考えていかないと、単に目減りする助成金であることはいかなるものか。

江崎委員長 : 原資が減っていくことに対して歯止めをかけることは難しく、減っていくことに対して、使い方を考えることは大切であるが、委員の発言の趣旨をつかみかねるので、もう一度お願いしたい。

仲田委員 : ふるさと創成一億円事業のうち5千万が原資である助成金であるならば、一般市民に芸術文化が寄与されるような助成金であってほしい。

古川委員 : 要綱を改正することで、意見を盛り込むことができるということか。

江崎委員長 : 事務局の考えを聞きたい。

久留戸課長 : 芸術文化の振興については、直ぐに目に見えるかたちで成果を出すことが難しい分野であると考えている。

しかしながら、成果を求められることは当然のことであり、指標の柱として特色のある事業の評価制度を作っていくことも併せて考えていきたい。

今まで17年続いた要綱の課題等をまとめ、今後の方向性を見直すために、この度3年という区切りで要綱を一旦廃止するものである。

急激に変更することは難しいが、新たに見直す文化振興の方向性を周知期間も含めて数年かけて行っていく必要がある。

西岡委員 : 市の現状は、高齢者が多い、子ども達と会わない等、人の交流が少なく街が活性化していない。

高齢者や子どもたちが、歩いて集える集会場での芸術活動や文化活動は、生きがいやコミュニティーを生み出し、地域の活性化のために有効活用できると思う。ふるさと意識の向上につながる話として、小名木川沿いの野バラの群生地を子どもたちは知っているのかと思う。

身近な自然を知り郷土に親しむ心や自然から生きる力を学ぶことは大切なことだと思う。

江崎委員長 : あとに残るということは、費用対効果についてもつながるだろうが、次世代に残

せる物としての一例が、野バラの話であるということによろしいか。

坂東委員 : この事業は、平成3年から始まった。  
文化振興助成金額を利息で補うことで原資は減らないと考えられていた頃のもので、今やそのような時代ではなくなった。  
審査の基準があるということは、今後は、市に還元すべき事項が高い事業に対して序列をつけ年度で抑えていかなければならない。  
このことは避けられない問題ではないかと思われる。  
ある事例では、寄付を繰り入れる発想から、NPOに基金を管理してもらっている。NPOは課税措置もなくなり、募金活動や文化振興の事業を行ったときに資金の回収を行うなど、文化振興活動に熱心に取り組んでいる。  
四街道市では、まだこの金額が残っているということは、これまで丁寧に審議されてきた結果だという感想を持つ。  
このままでは、基金の目減りは避けられない。  
文化振興助成金について、この社会教育委員会会議で審議されるということは、とても大切なことだと思う。

江崎委員長 : 全面的に要綱の改正を見据えて審議する、スクラップアンドビルドでよろしいか。

久留戸課長 : 3ページに記載されているとおり、3年間の要綱であり、平成26年3月31日失効ということになっている。  
ゼロベースで3年に、見直しを含め考えていくものである。

江崎委員長 : できるだけ効果的な補助の仕方を考えなければならない。NPOの話は参考にし、この要綱については、各委員の発言からは全面的な見直しが必要であるように思える。  
50万円を30万円にすればよいかという考えには至らないと思うが。

久留戸課長 : 現要綱の改正については、11月末の第3回社会教育委員会会議までに審議された意見をまとめる。  
新たな要綱については、平成25年度中に制定しなければならない。

江崎委員長 : 本日の審議について確認する。  
審査基準改正について、事務局案から提出された第6条改正案について承認するというところによろしいか。  
(全委員:意見なし)

では、本日提出された審査基準については審議を終了する。  
次に、要綱の改正については交付額の問題ではなく、ふるさと創成の趣旨も踏まえ、原点に立ち返り見直しを図る、また、第1条、第2条なども改めなければならなくなり、第3回社会教育委員会会議までに方向性を出すということによろしいか。  
交付金額の上限について、原稿の50万円から30万円に引き下げることにについては、本日意見をまとめる必要はないということで事務局に確認する。

久留戸課長 : 必要はありません。

- 吉田委員 : 平成7年度から平成23年まで17年間で、1,727万ほど使っているの、1年間で100万使っていることになる。  
単純に計算してあと40年、30万円が上限額になればもう少し年数が延びるかもしれないが、市ではふるさと創成金は無くなればそれで終わりという考えで始めたものなのか、または、基金が無くなれば市が負担するものとして考えていたのか、そういうことも視野に入れて要綱が制定されたものか教えていただきたい。
- 江崎委員長 : 最初は基金の利子で賄える助成事業として想定されたものという説明である。
- 坂東委員 : ふるさと創成一億円事業、この一億円をこの助成金の原資5千万を教育部に、残りを市長部局に5千万分けた。  
市長部局で使った費用の殆んどは、四街道市の宣伝媒体として5巻の映画作成に費やされた。  
残りは、ふるさと祭り等に使われた。  
四街道の芸術振興を基盤にした視点を持つ助成金でなければならないと思う。  
本当に必要であれば、減らすことができないような助成金であると思う。  
30万に減額されれば、危機感が生まれるので必要な措置の一つであろうと思われるが、「何々までが上限額である。」とした方が申請しやすいのではないかと思われる。
- 川島委員 : 審査基準を読むと、交付要綱第2条第1項第1号の音楽や舞台芸術関係の申請が多く、発表の場の助成金のイメージが強い。  
要綱第2条第1項第4号には、伝統的建造物、遺跡等を保存し、又は活用する活動等を対象事業とすると記載されており、一緒の要綱になっていることに違和感がある。  
要綱の改正をするならば、伝統文化や、民俗芸能等は、地道な活動に対する公共性の高い文化活動を行っている団体が申請できるような要綱であってほしい。  
発表会であれば、文化センター使用料の減免措置などをする程度で良いと思う。
- 江崎委員長 : 事務局から、何か意見はあるか。
- 久留戸課長 : 今後の方向性について、より多くの意見を伺い、どのようなものを対象事業としたらよいか等、事務局案を作成したい。
- 吉田委員 : この要綱が制定されてから、交付要綱第2条第1項第4号から6号迄にあたる申請等があったか。
- 久留戸課長 : 文化財関係は申請がない。
- 江崎委員長 : 文化財は文化財事業として市が予算化していることがある。
- 吉田委員 : この要綱に記載されている事業であるからには、国、他市町村を参考にしたと考えると、他市町村の申請内容がわかれば参考になると思う。
- 江崎委員長 : 意見をまとめて事務局案の作成をお願いします。  
助成金について、以上で終了したいがよろしいか。  
(全委員:意見なし)

(2) その他

江崎委員長 : 今月 23 日に教育振興基本計画の策定委員会議があり、本委員には座長をはじめ 4 名の社会教育委員が出席しているが、自分の意見だけを策定委員会議に出すだけではなく、この場において出された意見を、社会教育委員の意見として私が代表として述べたいと考えている。

特に、資料No.2 四街道市教育振興基本計画(案)の9ページから14ページの、各基本目標の「(3) 主な取組」について意見を伺いたい。

以前あった、「幼児教育についての記述を盛り込んでほしい」というような意見や、それに付随するような具体例をお願いします。

江口委員 : 幼児教育に関連して、学習指導要領が変わり、条文の中にも幼児教育もしっかり位置付けられている中で、行政としては、基本的には子ども保育課、家庭支援課等が幼児と親の関係等の業務にあたっている現状を踏まえた意見を基本計画の中にどう取り入れていくのかを考えていただきたい。

猿田委員 : 中高校生の活用の場について具体的な意見を盛り込んでほしい。

また、小学生を対象にした支援として14ページの「(3) 重点的な取組」の社会教育に関連する項目はどの項目も題目のようだ。

もう少し具体的な記載を要望する。

西岡委員 : 今、絵の書けない子ども達が多いという背景に、私は体験不足が関係していると考えます。

心を豊かにする自然体験は重要であると思うので、具体的な取組として盛り込んでほしい。

江崎委員長 : 他に意見等あれば発言願う。

この件に関して後ほど気付いた点があれば、事務局に連絡し、事務局は私に連絡をするという方法を取りたい。

意見がないようであれば、以上をもって閉会する。

会議録署名人\_\_\_\_\_

会議録署名人\_\_\_\_\_